マイナンバー利用による申請書類の一部省略について

以下の対象事業について、申請時にマイナンバーをご記載いただくことで、申請書類の一部を省略することができます。

- **肝炎治療特別促進事業（医療費助成）**
- **肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業**

※マイナンバーの利用には該当者全員の同意（自署）が必要です。利用は任意です。従来の申請方法も選択できます。

✅ 省略できる書類



📋 マイナンバーの利用方法

申請書類と併せて、下記①～③を提出してください。

※郵送申請をご希望の方は裏面をご確認ください。

来所申請の場合

① マイナンバー利用同意書（１号様式の９）

該当者全員のマイナンバーを記載してください。

② 窓口に来られる方の本人確認書類

（以下から１種類）※コピー可

ア 顔写真付きのもの：個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳　など

（上記の書類をいずれもお持ちでない場合は、以下から２種類）

イ 顔写真なしのもの：医療保険の資格情報が確認できる書類（資格確認書等）の写し、住民票の写し、国民年金手帳、納税証明書、印鑑登録証明書　等

※「③　マイナンバーを確認できる書類」で「オ　個人番号付きの住民票」を提出した場合は、本人確認書類として住民票を利用することはできません。

③ 該当者全員のマイナンバーを確認できる書類

（以下から１種類）※コピー可（個人番号カードの場合は両面のコピー）

ウ 個人番号カード

エ 通知カード

オ 個人番号付きの住民票

マイナンバー利用による申請書類の一部省略について

📋 マイナンバーの利用方法（続き）

郵送申請の場合

① マイナンバー利用同意書（１号様式の９）
② 申請者の本人確認書類（ア又はイ）のコピー
③ 該当者全員のマイナンバーを確認できる書類（ウ、エ又はオ）のコピー

⚠️ マイナンバーの利用に関する注意事項

- マイナンバーや基本情報（氏名、生年月日、住所、性別等）は、誤りがないよう記入をお願いします。
- マイナンバーを提出いただき、必要書類の省略を希望された場合でも、情報連携により情報が取得できない等の理由で、必要書類の提出をお願いする場合がございます。ご了承ください。

📞 問い合わせ先

	所在地	電話番号	担当区域
高知県健康対策課	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号	088-823-9677	高知市
安芸福祉保健所	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36	0887-34-3177	安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3172	南国市、香美市、香南市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西福祉保健所	〒789-1201 高岡郡佐川町1243-4	0889-22-1249	土佐市、仁淀川町、いの町、越知町、佐川町、日高村
須崎福祉保健所	〒785-8585 須崎市東古市町6-26	0889-42-1875	須崎市、中土佐町、四万十町、津野町、梼原町
幡多福祉保健所	〒787-0028 四万十市中村山手通19	0880-34-5124	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村